

昭和51年4月30日

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地
〒904-02

☎(098976) 2001・2628

第80号



広報

かどな

3月の人口 世帯数 3,495 人口 14,607 男 7,233 女 7,374



未来の担い手子供
のびのびと育てよう

不況ムードを少しでも緩和

公園，道路，教育環境，下水道，公営住宅

可能な限り事業費を拡大

古謝町長は、三月十二日、第三八回嘉手納町議会定例会において「昭和五十一年度予算編成方針」を発表しました。

この中で町長は「不況ムードによる財政の落ち込みに備えて、役場機構内における諸経費は必要且つ緊急なものを除き縮小削減し、不況ムードを少しでも緩和して、町民に夢をもたせる意味で可能な限り事業費は拡大する」という考えで予算編成に当たると述べています。そして〇町制施行による町民としての自覚を訴え、更に〇町内の交通事情の緩和、〇下水道の普及宣伝、〇町民憩いの場としての屋外運動場を中心とした野外レクリエーション地域の造成、〇公園計画、焼却炉の用地確保と建設、〇教育環境の整備等にふれ、基地問題については強い姿勢で当ると述べた。

昭和五十一年度予算編成方針

嘉手納町長 古謝得善

昭和五十一年度の子算案を提出するに当り、その編成方針に対する私の基本的考え方を申し上げ、併せて主だった実施項目の概要について御説明申し上げます。

私の町長としての任期も余すところあと六か月有余となっております。来る九月五日を以って満了するわけです。五十一年度の子算編成方針に致しましても、この間の見透しを樹て、常識的には前年度からの継続事業費や、義務的経費を主体にして編成し、新規事業については、在任中に確実に施行できるもののみを対象にして、極

力、新規事業を推える形ちで編成するのが妥当と考えております。

しかしながら、過去十数年に亘つて続てきた我が国の高度経済成長が破たんをきたし、安定成長への重大な転換期に遭遇し、国、地方共に財政の危機に直面している

現況であることは御承知のとおりでありまして、しかも、これは、国や地方公共団体のみならず、民間企業においても、事業の縮小や倒産など相つき、特に沖繩においては海洋博以後、社会全体的に不況ムードによる不安をかもし出していることは何人も肯定するとこ

ろであります。

当町においても第一次二次産業に見るべきものがなく、殆んどが第三次産業にたよっている現状から推測いたしまして、これら不況の波を避けて通ることは極めて困難であります。

従いまして五十一年度の子算編成に当りましては、
一、財政の落ち込み等による影響に備えて、役場機構内における諸経費は、必要且つ緊急なものを除き縮小削減する。
二、不況ムードを少しでも緩和し、町民に夢をもたせる意味で可能な限り事業費は拡大する。

以上の二点を踏えて編成に当たつたため、本来骨格予算を提出すべきものが、職員の給与関係や、塵埃焼却炉の建設費を除き、殆んど一年分の事業費を計上した形ちとなつております。

さて、去る一月一日を期して当嘉手納町も村制から町制へと移行して参りましたが、その意義の一つとして私は町民の自覚について訴えて参りました。密集した町の中に住んでいるお互いは直接間接を問わず、他の町民に迷惑をかけるはいけないという自覚であります。一平方軒当り約七千人近い人口過密を有し、立錐の余地もない

軒並みと狭小な道路、更にそれにわをかけた形ちの青空駐車等、町の混雑さは筆舌に尽し難いものがあります。この混雑した中で一旦火災害や緊急事態が発生した場合には、これに対応できる行動が取れないことは当然であります。

又伝染病などがまん延すれば、これが防圧には長期を要することも考えられ、町民皆さんへの損失等莫大になることは必然であります。そこで今年度は、町道を真に町民の手に取りもどす運動を展開して青空駐車の一掃を図り、緊急事態の発生に備えろと共に、町内交通事情の緩和に努力していく決意であります。また、環境衛生の面からも、狭い路地の測溝にたれ流している生活排水や汚水にしても、町民皆さんの御協力を得て、下水道使用の普及宣伝に努め、可及的速やかに環境浄化が出来るよう運動を展開していく所存であります。また狭く混雑した当町は、米軍基地からの爆音公害や、航空機関係油脂の流出事件等とも重なって、誠に殺伐とした環境であり、町民皆さんの心の安まる日もない位であります。しかしながら、これに対応できる町民憩いの場が皆無の状態でありますので、今年度を初年度として、兼久海岸の埋立地内



に、町民の屋外運動場建設計画を樹立し、その用地買収とこれを中心にした野外レクリエーション地域の造成に努めると共に引続き、屋良城跡公園の建設促進を図っていく所存であります。

尚前年度から、米軍施設である、久得地域の一部解放と焼却炉の建設に鋭意努力を続けておりますがこと解放問題になるとなかなか進展を見せず、すでに焼却炉の設計見積の段階はへておりますが、解

放問題が解決しないため停滞している現状であります。しかしながらこれも日米間の大方の話合いはついておりますので、私の在任中には是非とも着工できる体制まで運びたい所存であります。

教育行政につきましては、すでに基本的校舎の改築等前年度までに殆んど完備されて参りましたので今年度からは、その附帯的な施設に重点を置いて教育環境の整備に当たりたい所存であります。

さて、基地問題に明け暮れる当町の現状は、お互い町民の希求するところとは逆に、他基地から整理縮小された航空機や施設が、嘉手納基地に集約統合強化された形ちとなつて現われており、そのために、ベトナム戦争当時や日本復帰以前となら変わらない基地からの被害を町民皆さんが受けていることは誠に遺憾であります。

特に昨年十月の台風避難に名を借りたB52戦略爆撃機の再三の飛来や日常の身をつんざく爆音公害あるいは海軍施設地域内からのジェット燃料の流出事件等、お互い

町民の心情を無視した行為は、絶対に許されるべきではなく、その都度日米両政府や現地部隊に強い抗議とその改善要求を続けて参りました。

以上、これらの在任期間における私の行政に対する基本的考え方と実施項目の概要を申し上げます。以下特に前年度と比較して相違した事項をご説明申し上げます。

財源の落込みがないよう配慮

一般行政費の極力抑制へ

昭和五十一年度の予算編成に当たって特に留意したことは、全国的な不況のなかで、財政状況は極めて厳しく、地方財政ののびも鈍化の傾向にあり歳入の面においては

町税の徴収率をより高めることに配慮し、その他地方交付税等の一般財源の収入見込みは極力おさえ財源の落込みがないよう配慮すると共に歳出につきましては冗費の節減を図るため、一般行政費を極力抑制して一般公共事業をより重

点に施行することを基本として編成に当たりました。

一、都市施設の

整備について

狭隘な面積の当町にとって急速にたかまる都市化に対応するには、地域に即した都市計画事業を強力に推進する必要があります。前年度には住みよい地域作りを目指して用途地域の設定もみて

町民皆さんの御理解と御協力の下で地域作りが始つております。尚都市施設としての事業も年々継続して施行してまいりましたが本年度も都市施設整備事業として次の事業を執行する所存であります。

(イ) 下水道の整備事業

町道三九号線（水釜通り）と町道四六号線（水釜通りから新街通り間）の雨水排除の目的で下水道工事を施行します。これと併行して両道路共片方に歩道を設け、車道区分と歩道区分を明確にして交通の安全確保を図つてまいります。次に汚水排除の下水道工事といたしましては屋良地域一帯の住居地域を対象として施行してまいります。尚昭和五十二年の工事箇所設計調査事業として兼久中継ポンプ場を始め、配管工事箇所の事業費を計上してあります。

(ロ) 都市公園の建設と緑化事業

緑に乏しい町を緑でつ、み地域環境の整備を促進して住みよい町づくりを目標にして、前年度から都市計画公園の地区公園とし

て位置づけ、現況の自然を保全して比謝川とその水辺を結びつけた、町民の憩いの場としての屋良城趾公園の建設計画も本年度で二年次を迎えましたが、先づ土地の取得に対し前年度から国庫補助により事業を開始しており、本年度も引き続き用地取得事業として二、五〇〇㎡の私有地を買

上げるべく予算を計上いたしました。本格的な公園建設事業の実施目途については、経済不況のしわよせによる国庫補助の関係からかなり遅れることが予想されており、町としましては出来るだけ早い時期に、公園建設が着手されるよう関係当局に要請しその実現を期する所存であります。次に緑化事業の一環として前年度から水釜地内の町道に街路樹を植付け、地域環境の整備美化を図っておりますが、本年度も町道三九号線と四六号線に歩道工事が施行されますので、街路樹を植付けて少しでも緑をふやしていく考えであります。

(ハ)排水設備資金の貸付額引上げについて

公共下水道が整備され、供用開

始が告示になりますと、供用開始地域の家庭は六か月以内に排水設備を設置するようになっておりますが、工事費等の問題もあって、これが守られてないのが現状であり、現行の貸付限度額では少ないとの声もありましたので、本年度において排水設備資金の

一、生活道路の整備と安全対策

快速で安全喜んで住める生活環境それは町民の生活に直結する生活道路の整備にまつところ大であります。町道の改良舗装工事については、昭和四十九年度以来大中に整備され、路面の舗装率も九一％と高い舗装率を示しております。残る九％の未舗装道路は、下水道工事等との関係もあって、とり残されておりました。したが、下水道工事が終了した路線や当分の工事が施行される見込みのない路線については本年度において路面舗装を施し整備していく所存であります。

(イ)町道六六号線（嘉手納漁港に通ずる道路）の安全対策

該道路に沿って設置されてお

貸付限度額を現行の十五万円から五万円引上げて二十万円に改正したと、返済期間も現行の二十四ヶ月を四十ヶ月に延長いたしました。この措置により多数町民の皆さんが利用していただき下水道使用の普及に御協力をお願いする次第であります。

ます。排水溝は上流からの水量が大きいと、降雨時には激流が路面にのし上げ、路面と排水溝の区別もつかないようになり歩行者や車両の通行にも支障をきたし危険な状態にあり、安全対策として、路面に沿った排水溝に蓋かけ工事を施行いたしました。

(ロ)道路の新設改良について

町道十一号線の改良事業は国庫補助を得て、前年度から道路用地の買上げに着手しており、既に前年度は三八〇・四一㎡の用地を取得しておりますが、本年度も引き続き七二八・九七㎡の用地を取得すべく予算を計上しております。該道路の建設予定についても、国庫補助の関係もあ

つてかなり実施年度が遅れることが予想されております。次に

(ハ)比謝川河口沿いの道路新設

嘉手納漁港前から水釜地先の公有水面埋立地まで、河川に沿った道路新設について、前年度で国庫補助を得て設計調査を終え、本年度から工事が着手されることになりました。当該道路は比謝川沿いということもあって、相当の難工事が予想され、又工事費も相当高額になることから、本年度での完成は国庫補助との関係もあって難しく、数年に亘る継続事業として完成する計画で本年度はその初年度として工事費を計画しております。

一、公営住宅の建設

旧製紙工場跡に屋良団地を造成し、前年度において第一種公営住宅二棟（四八戸）の建設に着手しており、現在年度内完成をめざして工事が進められております。本年度は特に低所得者層の住宅需要の緩和を図るため、第二種公営住宅一棟（十六戸）を建設する所存であります。

一、ゴミ焼却炉建設

町民の環境衛生の向上と町を美しくする基本施設として、ゴミ焼却炉の建設を計画し、前年度を初年度として、久得地内の一部返還予定地に建設すべく国庫補助を要請してまいりましたが、軍用地の返還が遅れたことも起因して、建設工事の着手が遅れておりますが、前年度ですでに建設に必要な調査設計費に対する国庫補助の交付も決定をみており、現在設計作業を進めていくところであり、本年度において建設費に対する国庫補助も交付される見とおしにあり工事着手の年度内実現を図るため軍用地の早期返還を強く国に

「商業統計調査」にご協力を
昭和五十一年の商業統計調査が五月一日現在で実施されます。
この調査は、全国すべての卸売業・小売業および飲食店を対象に、わが国の商業の販売活動の実態や商品の流通状況などを正確に把握することを目的としています。
この調査票に書かれた内容は、統計以外のために用いられることは絶対にありませんので、ぜひご協力をお願いします。

要請してまいります。

一、水道施設の買上げについて

復帰時点からの懸案でありました基地への給水も前年度七月から実現を見て、施設提供対価料が実質収益として収入増となり、本年度予算においては営業収益の三四％占めるようになりまして、営業収益が増大したことは今後の水道事業の強化につながり、

一、教育環境の整備

ンス張り

町内の三校では長期に亘り校舎等の新築改造工事が続き、屋外施設や運動場の整備が行きとどかず、屋外授業にも支障をきたすおそれもありますので、本年度は特に教育環境の整備事業として町内各学校の屋外施設の整備を重点にして次の事業を施行する所存であります。

(イ) 嘉手納中学校校庭の整備と動物の飼育コーナーの設置

一、嘉手納小学校に

プールを建設

(イ) 優良小学校校舎屋上のフェンス張り、教材園の設置、運動場の整備

(ロ) 嘉手納小学校校運動場の整備、校地周辺の整備、校舎屋上のフェ

本年度の事業として水釜、兼久地先埋立地に沖繩殖産株式会社

が設置した配水施設二、六一四mと東洋綿花株式会社を設置した、九一七mの施設買上げを行う所存であります。尚この両施設の買上げ値につきましては、総工事費の二〇％程度で買上げることで了解済みであります。その他の工事費としては給水率を一層たかめるために、老朽化した配管施設の改修等に要する一般修繕費が増額して計上してあります。

き体位の向上を図る場として活用する所存であります。

一、屋外運動場の建設

現在の嘉手納小、中学校の運動場は、総合グラウンドとして数年前までは町民の間でも社会体育の場として大いに利用されておりましたが、児童生徒の在籍数の増加に伴い、両校の運動場としてもなお狭い位になり、一般町民の利用するにはなにかと支障をきたすまでになりました。町としても将来は、都市計画法に基く運動公園を建設する構想でその準備を進めておりますが、現段階においては何時頃建設できるか予想もたちませんので取りあえず町民運動場として何時も自由に使える施設を本年度に国庫補助で兼久地先埋立地に約六、〇〇〇㎡の土地を買上げ整備して、本年度秋頃からは使用できるようにして、町内のスポーツ行事が挙行できるように早期完成を図る所存であります。

一、国民健康保険事業の充実と健全な運営について

業の充実と健全な運営について

国民健康保険事業は制度実施以来常に町民の医療の確保と保健の向上のために努力をして参りました。特に健康保険等の被用者保険各法における大巾な給付改善により、著しい給付較差が生じており、給付較差の是正は急務中の急務であります。しかしながらこれらの問題解決を保険者のみで行なうことは、財政

基盤がせい弱で、しかも保険税しか頼れる財源がない状況の中においては困難であり、さらに高一層の国の大巾な財政補助の強化が望まれます。それと共に保険者においても、給付の適正化を図るとともに保険税の徴収強化を図り財政の確保に努めつつ漸次給付内容の改善を行なうて行きたいと考えています。また近年医療費の伸びは著しく、それに伴い保険負担の伸びも急上昇しています。しかも今年中に九、一％の医療費の改定が予定されており、ますます国保財政は苦しくなることが予想されます。このようなときにあたり、今後の国保事業運営を円滑にするため国民健康保険財政調整積立基金を設置し、将来の国保財政運営の一助にしたいと思

高県国保団体連合会も昨年六月に設立され、これまで社会保険診療報酬支払基金で行なっておりました審査支払業務が昭和五十一年四月から県国保団体連合会が行なうことになり、これにより県下の各保険者が受ける恩恵は大きく、さらに今後の国保事業に大きく貢献するものと思

一、国民年金業務

について

国民年金制度も近年ようやく町民にも理解されつつあり、これから年々年金受給者が増えれば益々町民の中に浸透していくものと考えます。現在国民年金の恩恵を受けている受給者は拠出年金二六九名、福祉年金七五四名で年間一六七、二〇〇、〇〇〇円余の年金を受給しております。したがって年金が町民福祉に与える影響も大きいものがあると思います。しかしながらこの年金を受ける権利も保険料を納めることによって生じているもので、保険料の徴収についてはこれまでも努力をして参りましたが、当町における徴収率はまだよいとはいえない

ので、更に昭和五十一年度は保険料の口座振替制度を採用して徴収強化を図り未納による年金権の喪失を防ぐため努力をしていく所存であります。また本土と沖繩の年金法の施行のずれが九年間あり、その間の保険料については、当時の保険料の額で特例追納(昭和五二年三月末日まで)することができるようになっております。この特例追納をするとならないとでは受ける年金額に大きなひらきがありますので、

51年度予算 十五億九、三四二万一千円 前年度比約一億の減

昭和五十一年度嘉手納町一般会計予算は、三月十日開会の第三十八回嘉手納町定例議会において、原案どおり可決されました。本年度一般会計の予算総額は、十五億九、三四二万一千円で前年度に比べ約一億円の減となっております。これは、全国的な不況で地方財政ののびも鈍化の傾向にあつて地方交付税等の一般財源の収入見込みを極力おさえてあるためです。

その他の予算関係では、水道事業会計予算一億五、四七二万三千円、国民健康保険特別会計予算一億八、一三五万五千円、下水道事業特別会計予算一億三、七九六万一千円となっております。

◎総務費

- ▲交通安全対策費二、三七七万円
- ▲交通安全施設工事費
- ▲町長 町議会議員選挙費二二

- ▲県知事 県会議員選挙費一〇三万円(六月)
- ▲衆議院議員選挙費一〇三万円

できるだけ多くの町民が恩恵を受けるよう一〇〇%徴収をめざして努力する所存であります。以上昭和五十一年度事業と留意すべき事項の概要を申し上げますが、福祉関係事業を努め町民生活に直結する事項につきましては、前年度同様本年度も特に配慮していく所存でありますので議員皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

昭和五十一年三月十日

◎民生費

- ▲身体障害者福祉費七五万円(町内重度身体障害者への見舞金)
- ▲老人福祉費一、六八五万円(老人クラブ補助金、老人医療扶助費、敬老見舞金等)
- ▲児童措置費九、五三四万円(被用者児童手当、非被用者児童手当)
- ▲扶助費二〇一万円(盆正月困窮世帯への物資代、現金給付)

◎衛生費

- ▲伝染病予防費二二六万円(赤痢等患者入院委託料、諸子防接種等)
- ▲塵芥処理費七六三万円(ごみ収集処理委託料)
- ▲し尿処理費一、二四〇万円(し尿終末処理(海上投棄)委託料)

◎労働費

- ▲一般失業対策事業費一、一四九万円(労務員、夏季年末見舞金等)

◎農林水産事業費

- ▲農業振興費四〇八万円(農機具購入補助、農道補修等)
- ▲水産振興費三〇〇万円(水産機具購入補助)

◎商工費

- ▲商工振興費四〇〇万円(商工会補助)

歳入歳出予算款別表

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 町 税	207,978 千円	170,709	37,269 千円
2. 地方譲与税	7,564	2,743	4,821
3. 自動車取得税交付金	6,840	6,652	188
4. 国市有町提供施設等交付金	12,053	10,259	1,794
5. 施設等整備交付金	289,624	240,339	49,285
6. 地方交付税	334,780	464,158	△ 129,378
7. 交通安全対策特別交付金	2,054	1,731	323
8. 分担金及び負担金	111	113	2
9. 使用料及び手数料	15,471	14,626	845
10. 国庫支出金	442,908	496,249	△ 53,941
11. 県支出金	26,492	23,956	2,536
12. 財産収入	113,062	91,269	21,793
13. 寄附金	1	1	0
14. 繰入金	4	4	0
15. 繰越金	1	1	0
16. 諸取入	32,876	10,805	22,071
17. 町債	101,602	147,401	△ 45,799
歳入合計	1,593,421	1,681,616	△ 88,195

◎土木費

- ▲道路維持費七五〇万円（漁港通り排水溝蓋かけ、道路一部改良舗装）
- ▲道路新設改良費七、二〇〇万円（町道改良設計委託料、改良舗装、町道用地購入等）
- ▲街路事業費三、八六九万円（水釜通りと水釜通りから新町通り間の改良工事、街路植樹栽工事）

◎教育費

- ▲公園費二、四二六万円（公園用地購入）
- ▲下水道整備費二、七二九万円（下水道事業特別会計繰出金）
- ▲住宅建設費一一、四九四万円（公営住宅第二種一六戸、用地取得費）
- ▲教育振興費Ⅱ小学校Ⅰ一、二七〇万円（各教科・教材備品購入費、就学奨励援助等）
- ▲学校建設費Ⅱ小学校Ⅱ七、一三三万円（嘉小プール建設、両小屋上フェンス張り、教材園、運動場並びに校地周辺整備等）
- ▲学校建設費Ⅱ中学校Ⅱ二、一九〇万円（中庭の整備及び動物飼育コーナー、体育館床張替え）
- ▲幼稚園費六、五六一万円（嘉手納幼稚園増築、屋良幼稚園一部改造）
- ▲体育施設費一〇、一八六万円（屋外運動場用地購入費）



（歳出）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 41,705	千円 39,266	千円 2,439	千円	千円	千円	千円 41,705
2 総務費	227,378	198,043	29,335	5,203	1	2,016	220,158
3 民生費	216,342	188,354	27,988	121,009	1	8,230	87,102
4 衛生費	82,840	125,194	△ 42,354	540	0	17	82,283
5 労働費	13,181	12,333	848	6,255	0	0	6,926
6 農林水産業費	28,234	29,664	△ 1,430	2,732	0	18	25,484
7 商工費	7,988	9,996	△ 2,008	0	0	0	7,988
8 土木費	323,571	518,301	△ 194,730	159,855	49,000	15,954	98,762
9 消防費	52,233	56,177	△ 3,944	1	0	3	52,229
10 教育費	538,898	436,734	102,164	171,023	52,600	2,805	312,470
11 災害復旧費	4	4	0	0	0	0	4
12 公債費	36,410	26,109	10,301	0	0	1,657	34,753
13 諸支出金	2	2	0	0	0	1	1
14 予備費	24,635	41,439	16,804	0	0	0	24,635
歳出合計	1,593,421	1,681,616	88,195	466,618	101,602	30,701	994,500

Ⅱご案内Ⅱ

「交通事故による
無料法律相談」

不幸にして交通事故にあったとき、直接の被害者はもとより、家族は一日も早く全快を祈る一方、治療費、生活費の心配をしなくてはなりません。これは加害者として同じことです。交通事故問題の解決は加害者が誠意を示し、被害者も法外な要求をしないで円満な示談が成立する場合もありますが、場合によっては示談屋が割りこんで来て話をこじらせたり、涙金程度でかたづけられる例もあります。

このように思いもよらない事故にあつて困惑されることのないように、弁護士会は「日弁連交通事故センター」を設立し、信用のおける相談所を開設しております。どうぞお気軽にご利用ください。

※相談担当者は専門家である弁護士で、加害者、被害者を問わず無料で相談に応じ、秘密は厳守されます。※相談の具体例

◎損害の請求金額について（被害者は加害者にいくら請求できるか）
◎示談の方法と知識（示談の意味、時期、方法等）
◎損害賠償金の請求方法（示談、調停、訴訟（裁判）の方法と適否に併せて、最良の請求方法）

◎保険金の請求（強制保険、任意保険の請求手続）
◎その他交通事故に関する一切の法律相談

△相談所
那覇地方裁判所コザ支部（沖縄市上地） ☎七七一七三九

